**中川町UIJターン新規就業支援金交付要綱**

　（趣旨）

1. この要綱は、北海道人ロビジョン・北海道創生総合戦略及び中川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、中川町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北海道と協同して行うＵＩＪターン新規就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から中川町に移住して新規に就業または起業した者に、予算の範囲内において移住支援金を交付することについて、北海道が定めたＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領によるほか、必要な事項を定めるものとする。

　（交付金額）

1. 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。

　（対象者要件）

1. 移住支援金は、次の第１号の要件を満たし、かつ第２号又は第３号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第４号の要件を満たす申請者を対象とする。
2. 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

　　ア　移住元に関する要件

　　　　次に掲げる事項の全てに該当すること。

1. 住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京都23区内に在住又は、東京圏のうち条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ）以外の地域に在住し、東京都23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者の通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
2. 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

　　イ　移住先に関する要件

　　　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

1. 平成３１年４月１日以降に、中川町に転入したこと。
2. 移住支援金の交付申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。
3. 中川町に、移住支援金の交付申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

　　ウ　その他の要件

　　　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

1. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
2. 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
3. その他北海道又は町長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
4. 就職に関する要件

　　　　次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　ア　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

　　イ　就業先が、北海道が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している

　　　　求人であること。

　　ウ　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を

　　　　務めている法人への就業でないこと。

　　エ　週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して

　　　　３か月以上在職していること。

　　オ　上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対

　　　　象として掲載された日以降であること。

　　カ　当該法人に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有

　　　　していること。

　　キ　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用である

　　　　こと。

1. 起業に関する要件

　　　　１年以内に北海道が実施する地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付

　　　決定を受けていること。

1. 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

　　ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していた

　　　　こと。

　　イ　申請者を含む２人以上の世帯員が交付申請時において、同一世帯に属してい

　　　　ること。

　　ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成３１年４月１日以降に中川町

　　　　に転入したこと。

　　エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、交付申請時において転入後３か月

　　　　以上１年以内であること。

　　オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反

　　　　社会的勢力と関係を有する者でないこと。

　（予備登録申請）

第４条　移住支援金の交付申請を予定している者は、第３条第１号の要件を満たし、ま

　　　たは満たす見込みであり、かつ同条第２号または第３号の要件、また、世帯向け

　　　の金額を申請する者については同条第４号の要件に該当し、または該当する見

　　　込みであることを確認し、移住支援金交付予備登録申請書（様式１）を移住支援

　　　金対象法人に就業後１か月以内に、町長に提出するものとする。

　（交付の申請および実績報告）

第５条　移住支援金の交付申請者は、中川町へ転入後３か月以上経過し、かつ移住支援

　　　金対象法人に連続して３か月以上在職した後、移住支援金交付申請書（様式２）

　　　に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

1. 移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式２別紙１）
2. 個人情報の取扱いについて（様式２別紙２）
3. 移住者の就業先の就業証明（様式３）
4. 本人確認書類
5. 対象要件を満たすことを証する書類

　（交付決定の通知）

第６条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、移住支援

　　　金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書

　　　（様式４）により、当該申請者に通知するものとする。

２　前項に規定する審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めたとき、又は

予算上の理由等により当該年度における交付が不可であるときも、当該申請者

に通知するものとする。

　（補助金の請求）

第７条　交付決定を受けた申請者は、町の指定する請求書様式により補助金を請求する

　　　　ものとする。

　（移住支援金の交付）

第８条　町長は交付決定を行った申請者に対して、請求書の提出から３か月以内に、

　　　移住支援金の交付を行う。

　（交付決定通知書の再交付）

第９条　申請者が移住支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通

　　　知書の再交付を必要とするときは、再交付願（様式５号）を町長に提出しなけ

　　　ればならない。

　（再交付決定及び通知）

第１０条　町長は前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当

　　　と認めたときは、移住支援金交付決定通知書（再交付）（様式６）により、申請

　　　者に交付するものとする。

　（対象者要件の変更込み報告）

第１１条　移住支援金の交付を受けた者は、移住支援金の交付申請日から５年以内に

　　　中川町から転出する見込みとなったとき、もしくは移住支援金の交付申請日から

　　　１年以内に就業した企業等を離職する見込みとなったとき、もしくは第３条第

　　　３号に係る交付決定を取り消されたとき、すみやかに町に報告するものとし、そ

　　　の指示を受けなければならない。

　（報告及び立入調査）

第１２条　町長は、移住支援金の交付および当事業が適切に実施されたかどうか等を

　　　確認するため、必要があると認めるときは、移住支援金の申請者および交付を受

　　　けた者ならびに移住支援対象法人に対し、報告及び立入調査を求めることができ

　　　る。

　（返還請求）

第１３条　町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当

　　　する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇

　　　用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び町

　　　町が認めた場合はこの限りではない。

1. 全額の返還
   1. 虚偽の交付申請等をしたとき。
   2. 移住支援金の交付申請日から３年未満に中川町から転出したとき。
   3. 移住支援金の交付申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を

辞したとき。

* 1. 第３条第３号に係る交付決定を取り消されたとき。

1. 半額の返還

移住支援金の交付申請日から３年以上５年以内に中川町から転出したとき。

　（雑則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、町が北海

　　　道と協議して定める。

　　　附　則

この要綱は、令和２年５月１日から施行する。